

○事業場排水自主測定要領

令和3年7月14日公営企業管理者決裁

事業場排水自主測定要領

1 目的

この要領は、下水道法（昭和33年法律第79号）に定める特定事業場（特定施設を設置する工場又は事業場）における下水の汚染状態を自主測定することにより、公共下水道の保全及び公害の未然防止を図ることを目的とする。

2 自主測定

(1) 対象事業場

- ア 有害物質を排出するおそれのある特定事業場
- イ 日平均排出量が50m³以上の特定事業場

(2) 測定箇所

公共下水道に流入するすべての排出口とする。測定のための試料は、公共下水道に流入する直前で公共下水道による影響の及ばない地点において、測定しようとする下水の水質が最も悪いと推定される時刻に水深の中層部から採取すること。

(3) 測定回数

排出量及び水質により、次の基準に従い測定するものとする。

特定事業場		測定回数
排出量	有害物質の使用の有無	
5000m ³ ／日以上	有	法に基づき測定
	無	月に1回以上測定
500m ³ ／日～ 5000m ³ ／日未満	有	月に1回以上測定
	無	2ヶ月に1回以上測定
50m ³ ／日～ 500m ³ ／日未満	有	2ヶ月に1回以上測定
	無	6ヶ月に1回以上測定
50m ³ ／日未満	有	6ヶ月に1回以上測定

(注) 測定項目は、下水の汚染状態により別表1を参照して決定するものとする。

(4) 測定方法

下水の水質の検定に関する省令（昭和37年厚生省、建設省令第1号）に規定する検定の方法により行う。

(5) 測定結果の記録

水質測定の結果は、様式1による水質測定記録表により記録し、その結果を5年間保存すること。

3 測定結果の報告

前項の規定による測定結果の報告は、次によるものとする。

(1) 対象事業場

- ア 有害物質を排出するおそれのある特定事業場
- イ 日平均排出量が50m³以上の特定事業場

(2) 報告事項

様式2による事業場排出測定結果報告書により、管理者あて1部を水道局事業場排水担当課に提出するものとする。

(3) 報告期日

測定を実施した日の属する月の翌月末日までに報告するものとする。

附 則

この要領は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成12年12月25日）

この規程は、平成13年1月6日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年7月14日から施行する。

様式1 (第2項関係)

水 質 測 定 記 録 表

測定年月日 及び時刻	測 定 場 所		特定施 設の使 用状況	採水者	分析者	測 定 項 目							備 考
	名 称	排 水 量 (単位:m ³ /日)											

(注) 採水の年月日と分析の年月日が異なる場合は、備考欄にこれを明示すること。

様式2 (第3項関係)

事業場排水測定結果報告書

年 月 日

千歳市公営企業管理者 様

住 所

氏 名

年 月 日採取した事業場排水の測定結果を下記のとおり報告します。

試 料 名			
採 取 場 所			
採 取 年 月 日			
採 取 時 刻			
外 観			
臭 気			
水 温			
排 水 量			
分 析 項 目			
分 析 機 関 名			
特 定 施 設 の 使 用 状 況			

(注) 分析項目の欄に記入しきれない場合は、別紙による。

[参考]

1 関係法令

(水質の測定義務等)

下水道法第12条の11

継続して政令で定める水質の下水を排除して公共下水道を使用する者で政令で定めるもの及び継続して下水を排除して公共下水道を使用する特定施設の設置者は、国土交通省令で定めるところにより、当該下水の水質を測定し、その結果を記録しておかなければならない。

(水質の測定等)

下水道法施行規則第15条

法第12条の11の規定による水質の測定及びその結果の記録は、次の各号に定めるところにより行うものとする。

- (1) 水質の測定は、下水の水質の検定方法等に関する省令（昭和37年厚生省、建設省令第1号）に規定する検定の方法により行うこと。
- (2) 前号の測定は、温度又は水素イオン濃度については排水の期間中1日1回以上、生物化学的酸素要求量については14日を超えない排水の期間ごとに1回以上、ダイオキシン類については1年を超えない排水の期間ごとに1回以上、その他の測定項目については7日を超えない排水の期間ごとに1回以上行うこと。

ただし、公共下水道管理者又は流域下水道管理者は、公共下水道又は流域下水道の終末処理場の能力、排水の量又は水質等を勘案してダイオキシン類以外の測定項目の測定の回数につき、別の定めをすることができる。

- (3) 第1号の測定のための試料は、測定しようとする下水の水質が最も悪いと推定される時刻に、水深の中層部から採取しなければならない。
- (4) 第1号の測定は、公共下水道又は流域下水道への排水口ごとに、公共下水道又は流域下水道に流入する直前で、公共下水道又は流域下水道による影響の及ばない地点で行うこと。
- (5) 前各号の測定の結果は、別記様式第13による水質測定記録表により記録し、その記録を5年間保存すること。